

平成 20 年（ワ）第 1978、2900、4164、5102 号、平成 21 年（ワ）第 1152、2728 号、4662 号、5876 号、平成 22 年（ワ）第 1425 号

ウイルス性肝炎患者の救済を求める全国 B 型肝炎訴訟・九州訴訟損害賠償請求事件

原告 原告番号 1 番ないし 133 番

被告 国

意見陳述書

2010（平成 22）年 6 月 4 日

福岡地方裁判所民事第 2 部合議係

原告ら代理人弁護士 武藤糾明

1 はじめに

私は、政府が、B 型肝炎訴訟に関する国の検討内容を、原告・被害者、ひいては国民に堂々と公開すべきであるという意見を述べます。

2 説明を拒む政府

今年の 3 月 1 2 日に、札幌地裁で、全国 B 型肝炎訴訟に対し、全国初の和解勧告がなされました。

この日に和解勧告がなされる可能性があることは知られていたため、それより先の 3 月 2 日に、長妻厚生労働大臣は、記者に対し、「省内では、A 案、B 案、C 案とさまざまな検討」を行っていると言っています。

しかしながら、2 ヶ月後の 5 月 1 4 日の札幌地裁の期日で、国は和解協議入りを表明したものの、具体的な和解案は一切示しませんでした。

それどころか、この日の期日で、原告団からの、和解勧告後の政府内での検討状況を教えてほしい、と言う当然の要請に対して、国は、これを拒否しました。

5 月 1 7 日の、福岡地裁の弁論準備期日でも、原告側は、検討状況をなぜ開示できないのか、という質問をしました。

これに対して、国は、「この 2 ヶ月間に検討していたのは、和解案ではない。和解協議入りができるかどうかの検討をしていただけだ。」と大きな声を上げ、原告から思わず、「私たちは被害者ですよ。」という抗議の声が上がりました。

国は、なぜここまでかたくなに、検討状況の説明を拒み続けるのでしょうか。

3 官僚の過大な試算

これを明らかにする資料があります。

薬害肝炎訴訟の際に厚生労働大臣であった、舛添要一氏の文章です。

「保身を図る厚生官僚、『財源がない』と譲らぬ財務官僚」という項目で、概要次のように指摘されています。

「役人たちは、救済対象を狭く限定した東京地裁判決の基準を超えて広範囲に

国の責任を認めると、170人しかいない原告が1万人にふくれあがる可能性があり、全員救済などすれば、2兆円ものカネが必要になると警告した。

これに対し、弁護団は、そんなに多くの被害者は提訴できないと反論した。政府の負担額の試算は、桁が2つも3つも異なっていた。

問題が解決した今から振り返ってみると、原告・弁護団の数字の方が実態に近い。」

ここで重要なのは2つです。

1つめは、官僚が、解決額を過大に試算して見せ、解決の困難性を強く訴え、政治決着を阻もうとすること。

2つめは、自民党政府においては、官僚の過大な試算資料を、弁護団に開示し、反論の機会を与えたということ。

私たちは、政府内での検討資料を開示するよう求めています。A案、B案、C案と言っているのだから、当然存在するでしょう。

これを開示しない合理的な根拠は、常識的に考えたら全く存在しません。

誰のプライバシーも侵害しませんし、個人情報保護法に反することも全くあり得ません。

それでもこれを開示しないのは、弁護団から即座に反論されることをおそれているのではないのでしょうか。「葉害肝炎訴訟の轍は二度と踏まない」と、官僚だけではなく、今の政権が考えているとしたら、恐るべきことです。

あるいは、今の政府が、官僚の描いた過大な試算の真偽を判断する能力がなく、官僚の言いなりであることが国民にばれたらまずいと思っているのかもしれない。

国民の政権交代への大きな期待を背負った今の政府は、自民党政府よりも、情報の開示を拒み、私たち、引いては国民の目に触れさせないことにより、「官僚の保身」を守り続けています。

原告らと面談しても官僚答弁しかしない大臣の姿は、官僚と強く手をつなぎ合ったもので、一貫したものといえます。

4 「国民の理解」を得る努力をせよ。

長妻厚生労働大臣は、和解協議入りに当たって、談話を発表しました。

国としては、「広く国民の理解と協力が得られる解決」を目指したい。としています。

具体的な和解案は全く示さず、財源が問題だ、等といいながら、国民には何も説明していません。

国民に何も説明しないまま、2ヶ月、4ヶ月と政府の考えを述べることを引き延ばし続けています。いったいどうやって「広く国民の理解と協力が得られる解

決」にたどり着こうというのでしょうか。

何兆円もかかって大変だ、というムードだけを立ち上げ、説明抜きに不安感や嫌悪感をあおって得ようとしているのは、「国民の理解」ではなく、解決は困難だという「国民の誤解と偏見」だけではないでしょうか。

口先だけで「命を守る」を叫び続け、自らの政治生命すら守れなかった鳩山政権に代わる新政権には、勇気を持って官僚主導から脱却し、口先だけでない、「命を守る」政治を行うことが求められています。

今年は、2001年に情報公開法が施行されて10年目を迎え、枝野行政刷新大臣の下で、行政透明化チームが設置され、6月中にも情報公開法改正案がとりまとめられることになっています。

国民は、事業仕分けのような、情報公開による官僚支配の打破を期待していることは明らかです。報道を見る限り、B型肝炎訴訟についても、国民は、情報公開による早期解決を求めているのではないのでしょうか。

政府は、「国民の理解」という言葉を、解決の引き延ばしの口実に使うのではなく、直ちに情報を公開して本当に「早期解決を求める国民の理解」を得るための努力をするよう求めます。

以上